

○庄原市自治振興センター設置及び管理条例施行規則
平成18年10月4日規則第53号

改正

平成20年3月17日規則第4号

平成23年6月13日規則第16号

庄原市自治振興センター設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、庄原市自治振興センター設置及び管理条例(平成18年庄原市条例第46号。以下「条例」という。)の規定に基づき、庄原市自治振興センター(以下「センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 この規則において、市長が管理するセンターについては、「指定管理者」とあるのは「市長」と、条例第9条第3項の規定により当該各センターの利用に係る料金を条例第3条第1項に規定する市長が指定する管理者(以下「指定管理者」という。)の収入として収受させるときは、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(使用の申請)

第3条 センターを使用しようとする者は、使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、指定管理者が定める方法によることができる。

2 指定管理者は、申請書を受領したときは、申請内容を審査し、センターの管理運営に支障がないと認めるときは、使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付する。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、指定管理者が定める方法によることができる。

3 申請書の受付期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 市民(市内に住所を有している者又は事務所を有する法人若しくは団体。以下同じ。)の使用は、使用期日の6月前から当日まで

(2) 市民以外の使用は、使用期日の1月前から3日前まで

(使用の中止又は変更)

第4条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用を中止し、又は使用の内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出て、許可を受けなければならない。

(使用料の減免)

第5条 使用料の減免を受けようとする者は、申請書の減免欄を記載し、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、減免欄を記載した申請書を受領したときは、申請内容を審査し、減免が適当と認めるときは、減免決定通知書(様式第3号)を当該申請者に交付する。

3 条例第10条に規定する特別な理由及び減免の額は、別表のとおりとする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失しないこと。

(2) 危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。

(4) 許可なく原状を変更しないこと。

(5) 許可なく壁面等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。

(6) その他指定管理者の指示に従うこと。

(使用記録簿)

第7条 指定管理者は、センターに使用記録簿(様式第4号)を備え付けなければならない。

2 使用者は、センターを使用したときは、使用記録簿に必要事項を記入しなければならない。

(損傷、滅失の届出)

第8条 使用者は、建物若しくは付属設備を損傷又は滅失したときは、直ちに指定管理者へ届け出なければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月17日規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月13日規則第16号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

特別な理由	減免の額
1 冠婚葬祭での使用	1時間当たりの使用料合計額が500円となるよう減額
2 地域活動団体(自治振興区、青年会、子ども会、女性会、老人会、等)による公益的活動(バザー、リサイクル活動、講演会、映画会等)での使用	全額免除
3 その他市長が減免が適当と認める使用	その都度決定

様式(省略)